

## 質問書

番号	質問内容	本市回答
1	再商品化手法として材料リサイクルとケミカルリサイクルがあると思いますが、本件において優先順位ございますか？例えば材料リサイクルを優先した場合、ケミカルリサイクル事業者の応札額より高くても候補者になり得る、などが想定されますでしょうか。	参加者の資格要件として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第3項に基づき認定を受けることができる条件であれば、リサイクルの手法について指定はございませんので、優先順位の設定はありません。
2		
3		